市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２７日

市川市長　　田　中　　甲

市川市規則第５２号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４３年規則第７号）の一部を次のように改正する。

第７条の４中「３１万５千円」を「３３万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第７条の４の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年条例第１６号）第６条第７号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

３　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第７条の４の規定による金額により支給された

もの又は旧規則附則第２項の規定による金額により支給されたもの（その額が６６万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第７条の４の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 10 月 27 日

市川市長　　田　中　　甲

市川市規則第 53 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１５年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第１号中「市川塩浜第２駐輪場」の次に「、妙典第１駐輪場、妙典第３駐輪場、南行徳第１駐輪場、南行徳第６駐輪場」を加える。

別表妙典第２駐輪場の項中「妙典第２駐輪場」を「妙典第３駐輪場」に改め、同表南行徳第２駐輪場の項を削り、同表南行徳第５駐輪場の項の次に次のように加える。

南行徳第６駐輪場	自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車	自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車	—

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　令和９年４月１日以後の妙典第１駐輪場、妙典第３駐輪場、南行徳第１駐輪場及び南行徳第６駐輪場の使用に係る市川市自転車等駐車場使用許可証、市川市自転車等駐車場使用票及び市川市自転車等駐車場定期使用カードの

交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、改正後の第４条第１項から第３項まで、第５条第２項から第４項まで、第９条第２項及び第１０条の規定の例により行うことができる。